

あっせん手続規則

(平成20年2月8日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、富山県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）が行うあっせん手続に関して必要な事項を定める。

(手続の主宰者)

第2条 あっせん手続は、あっせん人が主宰する。

2 あっせん手続において、当事者及び関係者は、あっせん人の指揮に従わなければならない。

(あっせん人の責務)

第3条 あっせん人は、この規則その他のあっせんに関する規則等に基づいて独立して職務を行い、構成かつ迅速な処理を行わなければならない。

(単独体・合議体)

第4条 あっせん手続は、1人のあっせん人により行う。ただし、紛争解決センターが特に必要と認めたときは、2人以上のあっせん人で行うことができる。

(合議体の長)

第5条 合議体によるあっせんを行う場合、合議体の長は、互選により定める。

2 合議体の長は、あっせん手続を指揮する。

(合議体によるあっせん手続の方式)

第6条 合議体によるあっせんを行う場合、あっせん手続に関する事項は、あっせん人の過半数により決する。ただし、可否同数の場合は、当該合議体の長たるあっせん人がこれを決する。

(あっせん人の選任)

第7条 あっせん人は、富山県弁護士会紛争解決センター規則（以下「紛争解決センター規則」という。）第4条に規定するあっせん人候補者名簿に登載された者の中から、紛争解決センターが選任する。

2 紛争解決センター規則第5条第1項の規定にかかわらず、当事者が一致してあっせん人候補者名簿の中からあっせん人を指名するときは、その指名に基づいて紛争解決センターが選任する。

3 当事者が前項の規定に基づきあっせん人を指名するときは、当事者双方が紛争解決センター所定の指名書を提出して申し出なければならない。

(あっせん人等の辞任及び解任)

第8条 あっせん人及び参与は、利害関係がある等正当な理由がある場合、紛

争解決センターの承認を得て、辞任することができる。

- 2 当事者双方からあっせん人の解任の申出があった場合又は利害関係がある等解任すべき正当な理由がある場合、紛争解決センターはあっせん人を解任することができる。
- 3 紛争解決センターは、前2項の規定によりあっせん人が辞任し、又は紛争解決センターがあっせん人を解任した場合、速やかに後任のあっせん人を選任する。この場合、当事者が一致してあっせん人を指名したときは、前条に準ずる。

(あっせん期日の開催)

第9条 あっせん人は、当事者の一方があっせん期日の通知を受けているにもかかわらず出席しない場合においても、あっせん期日を開催することができる。

(期日調書)

第10条 あっせん人は、あっせん期日に期日調書を作成し、署名押印しなければならない。

- 2 前項の期日調書には、日時、場所、インターネットビデオ通話システムを利用して期日を開催した場合にあってはその旨及び当事者の所在場所、出席者の氏名（弁護士であって、職務上の氏名を使用している者の場合には、職務上の氏名をいう。以下同じ。）並びに手続の概要を記載する。

(書類の送達等)

第11条 あっせんに関する書類のうち当事者に直接送達すべきものは、当事者若しくは代理人の住所又は当事者が特に指定した場所に、紛争解決センターが郵便又はファクシミリ等により送達する。ただし、当事者又は代理人に直接交付して送達する場合はこの限りでない。

- 2 あっせん期日の通知その他あっせん手続に必要な事項の通知は、紛争解決センターが口頭、書面その他適宜な方法により行うことができる。
- 3 和解書原本は、配達証明付郵便による郵送又は直接の交付のいずれかの方法により当事者に送達する。

第2章 あっせん手続

(あっせんの申立て)

第12条 あっせん手続は、あっせんの申立てにより開始する。

- 2 あっせんに申し立てるには、申立人において紛争解決センターに対し、次の書面を提出するとともに申立手数料を納付しなければならない。

(1) あっせん申立書

(2) 当事者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する書面

- (3) 当事者があっせん人を指名するときは指名書
- (4) 代理人により申し立てるときは委任状
(あっせん申立書の記載事項及び提出書類)

第13条 あっせん申立書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所
 - (2) 申立ての趣旨
 - (3) 申立ての理由
- 2 申立人は、申立ての理由を基礎づける証拠書類があるときは、速やかにその写しを紛争解決センターに提出しなければならない。
- 3 あっせん申立書及び証拠書類写しの提出数は、相手方の数に1を加えたものとする。
- 4 申立人は、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送達するか否かについて、意見を述べることができる。
(あっせん申立ての受理)

第14条 紛争解決センターは、あっせん申立てが前2条に適合したとき、これを受理する。

(あっせん申立ての不受理及び簡易却下)

- 第15条 紛争解決センターは、前条の規定にかかわらず、事案の内容が明らかにあっせんに適しない場合、あっせん申立てを受理しないことができる。
- 2 紛争解決センターは、前条の規定により受理したあっせん申立てについて、事案の内容が明らかにあっせんに適しないと判明したときは、あっせん人の選任をせずに、当該申立てを却下することができる。
(あっせん手続開始の通知等)

第16条 紛争解決センターは、あっせん申立てを受理した後速やかに、あっせん人を選任する。

- 2 紛争解決センターは、あっせん手続開始後速やかに、当事者双方に対し、あっせん人の氏名並びに第1回あっせん期日の開催日時、開催場所及びインターネットビデオ通話システムを利用して期日を開催する場合にあってはその旨の通知をしなければならない。
(相手方に対する副本の送達)

第17条 あっせん人は、申立人が反対したときその他相当でないと認める場合を除き、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送達する。
(答弁書の提出等)

第18条 あっせん人は、相手方に対し答弁書の提出を求めることができる。

- 2 答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所

- (2) 事件番号
- (3) 答弁の趣旨
- (4) 答弁の理由

- 3 相手方が代理人を選任する場合には、委任状を提出しなければならない。
- 4 相手方は、答弁の理由を基礎付ける証拠書類があるときは、速やかにその証拠書類の写しを紛争解決センターに提出しなければならない。
- 5 相手方の提出する答弁書及び証拠書類の写しについては、第13条第3項の「相手方の数」を「申立人の数」と読み替えた上で準用する。
- 6 第13条第4項及び前条の規定は、申立人に対する答弁書の送達の場合に準用する。

(参加申出書等の提出)

第19条 紛争解決センターは、参加人に対し、参加申出書その他必要な書類を提出させることができる。

(和解のあっせん)

第20条 あっせん人は、あっせん期日において、当事者を個別に聴取する。ただし、あっせん人が相当と認める場合は、双方同席のもとで聴取することができる。

- 2 あっせん人は、あっせん期日において証拠を取り調べ、必要と認める場合には、当事者の申立て又は職権をもって証人又は鑑定人の取調べを行い、その他の調査を行うことができる。

(準備)

第21条 あっせん人は、あっせん期日外であっても、当事者又は代理人に対し、事案の究明に必要な主張の整理、補充、証拠書類の提出その他必要な準備を求めることができる。

(あっせん手続の期間)

第22条 あっせん人は、3回以内の期日で手続を終了するよう努めるものとする。

(申立ての変更)

第23条 申立人が申立ての変更をする場合には、相手方の同意及びあっせん人の承認を得なければならない。

(和解案)

第24条 あっせん人は、事件の全部又は一部について、和解案をだすことができる。

- 2 和解案は、書面又は口頭で当事者双方に示すものとする。
- 3 当事者は、和解案に対して諾否の自由を有する。
- 4 和解案を当事者の一方又は双方が拒否した場合でも、あっせん人はさらに

あっせん手続を継続することができる。

(和解による解決と和解契約書の作成)

第25条 あっせん手続において当事者間に合意が成立したときは、当事者を契約者、あっせん人を証人として和解契約書を作成し、それぞれこれに署名押印する。

2 前項の和解契約書には、当事者、和解契約の内容及び成立手数料の負担割合に関する定めを記載しなければならない。

3 和解契約が成立したときは、あっせん手続は終了する。

(申立ての取下げ)

第26条 申立人は、和解が成立する前まで、申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

(あっせん申立ての任意的却下等)

第27条 あっせん人は、次のいずれかの事由がある場合、あっせん手続を中止し、又は、あっせん申立てを却下することができる。

- (1) 相手方があっせんに応ずる意思がないとき。
- (2) 当事者があっせん期日に出席しないとき。
- (3) 当事者があっせん人の指揮に従わないとき。
- (4) 当事者があっせんに要する費用を定められた期日に納付しないとき。
- (5) 事案があっせんに適しないと認めたとき。

(あっせん手続の不成立による終了)

第28条 あっせん人は、次のいずれかの事由がある場合、あっせん手続を不成立として終了することができる。

- (1) 和解成立の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当事者の一方が明確に手続の終了を求めたとき。

(却下等の通知)

第29条 紛争解決センターは、あっせんの申立てを受理しなかったとき、あっせんの申立てを却下したとき、あっせん手続が不成立により終了したとき、又はあっせんの申立てが取り下げられたときは、当事者に対し速やかにその旨通知しなければならない。

2 前項の規定は、あっせん人が利害関係人の参加の申出を許可しない場合に準用する。

附 則

1 この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

2 あっせん手続規則(平成18年9月29日制定)は、廃止する。(連合会承認平成20年3月13日)

附 則

第 10 条第 2 項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。(連合会承認 平成 22 年 11 月 16 日)

附 則

第 27 条から第 29 条までの改正規程は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(連合会承認 平成 27 年 3 月 19 日)

附 則

第 10 条第 2 項及び第 16 条第 2 項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。(連合会承認 令和 8 年 8 月 20 日)

